

現行の基本構想

1. 「コミュニティ活動の充実と支援」地域の参加と交流を促進し、教育や福祉、環境や防災など、地域における協働と相互支援機能の強化を図ります。また、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携を含め、住みよい地域社会づくりを推進します。活動や施設に関する情報の提供の充実、リーダーの発掘と養成を積極的に進めるなど、支援体制の強化を図ります。

2. 「コミュニティ施設の充実と利用の促進」区民センターの整備を進めるとともに、学校を含めた各公共施設をコミュニティ活動の場としても有効に活用し、いつでもだれでも利用できる身近なコミュニティ施設の充実を図ります。また、民間の集会所との協力関係を促進します。

3. 「青少年の健全育成」家庭、地域、学校の連携を密にして、青少年の生活と活動に対応した良好な地域環境の整備を図ります。特に、青少年の自主性、主体性をいかした、心と体の居場所づくりに努めます。

2 - 3 「ふれあい、参加、協働の推進」住みよい地域社会づくりを進めるため、地域における世代間の交流や外国人との交流など多様な交流を促進し、生活や文化の学習と継承を図ります。また、青少年の健全育成や福祉などに関わる地域の参加と交流を促進し、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携を含め、地域における相互支援の機能の強化を図ります。そのためには、リーダーの発掘と養成、情報の提供など、コミュニティ活動を支援するとともに、公共施設の有効活用を促進し、活動の場の拡大に努めます。

将来のあるべき姿

1. 自治のあり方の基本として、「区民の区民による区民のための区政」が実現している。ここでは、多様な人々の多様なニーズを実現させるために、区民が区政の主人公となって、代表制(間接制)民主主義とともに、直接制民主主義(直接的な参画)を推進している。

2. 協働の意識が深まり、行政・区民の共通理解のもとに地域コミュニティからの働きかけ、行政からの働きかけにより、区民のニーズに基づく地域の特性を生かした事業が、NPO・ボランティア団体など地域の多様な主体により、さまざまに展開されている。

現行の基本計画

- (1) 「コミュニティ活動の充実」地域の課題を住民自らが考え、解決に向けて主体的に取り組むための協働のしくみづくりを推進します。
- (2) 「コミュニティ活動への支援」交流と協働の場としての地域センターの機能の活性化、多様な担い手によるコミュニティ活動への支援を計画的に進めます。
- (1) 「コミュニティ施設の整備」地域コミュニティの核となる施設として区民センターの整備を進めます。
- (2) 「コミュニティ施設の利用促進」各施設に関する情報を適切に提供するなど、利便性の向上と新たな利用者層の拡大を図ります。
- (1) 「青少年の健全育成」青少年の居場所づくりに向けて、既存の公共施設に対して、関係者との協議検討を行います。

取り組みの方向性

- (1) 「参画・協働」の「哲学」を区民と行政が一緒につくり、それを盛り込んだ区政の運営原則を確立する (3項目の提言)
- (2) 区民提案を実現していくため、「区民会議」の経験を活かした参画の仕組みを構築する (2項目の提言)
- (3) 参画を促し地域の課題解決力を高めるため、地区協議会等の地域組織を充実させる (3項目の提言)
- (4) 協働を推進するため、NPOなどへの支援を充実させ、ネットワーク化を後押しする (2項目の提言)

現行の実施計画

- 59NPOとの協働の環境づくりの推進【重点】【新規】
- 60地域協働事業への支援(公募ふれあい活動推進)
・町会・自治会等活性化への支援(一般事業)
- 61学校跡地を活用したひろばづくり【重点】【新規】
- 62地域センターの整備【重点】

第6分科会提言の譲れない具体的な項目

- 区は、「参画・協働」の哲学・理念やその推進を図る制度を明記し、自治の原則を確立するために、新宿区の憲法とも言える「(仮)自治基本条例」を区民と共に制定する。
- 区は、区民が区民会議の提言活動を生かして区の施策・事業全般についての“計画・実施・評価・改善”の各段階に参画できる仕組みをつくる。特に「評価」には、たとえば基本構想・基本計画の進捗のチェックや協働事業の評価などを含む。
- 区は、地区協議会が新しい自治を育む組織であることを改めて認識し、地域の自治組織となるべくサポートする。特に、既存組織(町会・自治会)と新組織(NPO・ボランティア団体など)が協働していくための土壌作りを特別出張所の重要な役割と位置づける。
- 区は、協働の意義・必要性を明確化・体系化し、区民・NPO等団体、事業者、ボランティア、行政の役割と責任を明記し、主要な協働の仕組みを規定するために、「(仮)市民活動および協働の推進に関する条例」を区民と共に制定する。
- 「新しい自治をつくる」ためには行政の役割は重要である。そのために、区は職員の能力と資質を磨き、区民の政府にふさわしい政策形成能力を持つ人材を育てる研修システムと、需要に応じた配置転換を行える人事システムをつくる。

6-2「参加と協働のまちづくりの推進」区民は、自分たちのまちを自分たちの手でつくり、育てていくことが大切です。また、企業等も地域社会を構成する重要な一員であり、地域社会の発展とまちづくりに大きな役割と責任もっています。

区は、区民と企業等が、地域社会の構成員として自覚と責任をもって、地域社会づくりを進めていくことができるしくみをつくる必要があります。

地域で活動している組織や団体は多様ですが、地域を越えて新しい市民活動や組織を広がっています。

区はこれらの活動を受けとめ、地域の組織・団体と新しい市民組織が交流と連携を深め、地域の課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援します。

また、地域のまちづくりや地域活動への企業等の積極的な参加を促進します。

区は広報、広聴機能の充実と区政にかかわる情報の公開と提供を積極的に推進し、区民が政策や計画の策定に参加する機会の充実を図り、区民、企業、行政が一体となった参加と協働のまちづくりを進めます。

6-3「地域を基盤にした区政の推進」新宿区は、区民が生活しているそれぞれの特性を尊重した、きめこまかな行政サービスを行うとともに、まちづくりを進める必要があります。そのために、区は地域における区民の創意を大切に、区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

(1)「参加のしくみづくり」区民、企業等の地域のまちづくりや地域活動へ積極的な参加を促進します。

(2)「公益的な活動への支援」様々な団体が交流と連携を深め、地域課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援します。

(3)「情報環境の充実」情報の提供と公開を積極的に推進し、区民等が政策や計画の策定に参加する機会の充実を図ります。

(1)「地域からの計画づくり」区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

(5)協働事業の推進にあたり、区民参画型事業評価などの制度を確立する
(4項目の提言)

(6)多様な主体との協働・役割分担
(3項目の提言)

(7)行政の組織体制を整備する
(4項目の提言)

(8)行政の体質改善・意識改革を図る
(3項目の提言)

134区民参加型ミニ市場
公募債の導入【新規】

・区政モニター活動(一般事業)

・電子会議室の運営(一般事業)

・広報紙の発行(一般事業)

・区政情報センターの運営(一般事業)

・ビデオ広報等の製作(一般事業)

135区民との協働による基本構想・基本計画づくり【重点】【新規】

136地区協議会の設立・運営【重点】【新規】

また、地域の主体性を尊重し、可能なところから先導的にまちづくりの具体化を図ります。あわせて、関係組織や機関との協議と緊密な連絡調整を行い、地域からの様々な分野の事業や計画づくりや、地域における様々な相談・指導機能とサービスの提供システムの充実と改善を図っていきます。

6-5「行財政の効率的運営」区は、区民福祉の向上と新しい行政需要に対応するために、横断的な連携を密にするとともに、高度に情報化した区政運営を進め、総合的で弾力的な執行体制を確立します。また、新しい行政需要に対応した行政組織の見直しを進め、効率的な区政運営の確立を図るとともに、受益と負担のあり方についても、検討を行いながらサービスの充実を図ります。また、施策や事業の点検を通じて優先順位等を踏まえた行財政運営を推進するとともに、区民ニーズに対応した施設の機能の見直しを図り、施設の有効活用と再整備を進めます。区財政も、社会・経済の構造的変化の中、大変厳しい状況にありますが、区は、基本構想の実現に必要な財源措置などを、国や都に対して要請するとともに、区自ら創意・工夫を積極的に行い、財源確保の強化に努めます。また、区政の担う職員は、常に全体の奉仕者としての使命感と意欲をもち、職員研修等を通じて資質の向上に努め、区民の期待に応える区政を推進します。

(2)「地域における機能とサービスの充実」地域における様々な分野の事業や計画づくりを進めるとともに、サービスの充実を図ります。

(1)「高度情報化への対応」様々な分野での情報通信技術の積極的な活用により、よりよいサービスを受けられる体制づくりとさらなる効率化を図ります。

(2)「効率的な区政運営の確立」新しい行政需要に対応した行政組織の見直しや行政コストの分析などにより、効率的な区政運営を確立します。

138電子区役所の推進

139行政評価の見直し

140コンビニ収納の導入

141区公共施設の保全計画の推進

・財務会計・文書管理システムの運用(一般事業)

・イントラネットシステムの運用(一般事業)